

産業機械健康保険組合 御中

被扶養者認定における収入に関する申立書

扶養認定対象者の収入は、給与収入のみであることを申立てします。

今後、雇用契約内容の変更、年金受給の開始等により収入額が増加し、扶養認定基準を満たさなくなった場合には速やかに被扶養者削除の手続きを行います。

なお、上記の申立て内容に相違のないこと、また、事実と相違したことが判明した場合には、被扶養者の認定取り消しを了承し、産業機械健康保険組合が支払った医療費を民法第703条(不当利得)の規定により返還します。

以上

令和 年 月 日

記号 番号

被保険者名

扶養認定対象者名